

官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム (Japan チャレンジプログラム) について

1. 背景

- 既存化学物質の安全性の点検は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の制定（1973 年）の際、国会の附帯決議により、国が実施することとされた（注：既存化学物質とは、化審法公布時に、現に製造又は輸入が行われていた化学物質を指す）。
- これまで国は、有害性項目（分解性、蓄積性、毒性、生態毒性等）について安全性点検を実施（参考 1 参照）。その加速化が必要な状況にある。
- 2003 年の化審法改正に際し、産業界と国が連携して既存化学物質の安全性点検を計画的に実施すべきとの審議会の提言や国会の附帯決議が行われた。
- このため、厚生労働省、経済産業省及び環境省は、2005 年 6 月に、産業界と連携して、既存化学物質の安全性情報を収集するとともに、広く国民に情報発信する「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（通称 Japan チャレンジプログラム）」を立ち上げた。

2. プログラムの概要

〔目的〕 化学物質の安全性情報の国民への発信

〔実施体制〕 産業界と国が連携して取組（事業者の参加は自主的）（参考 2 参照）

〔対象物質〕 リスクの観点から優先度の高い物質から情報収集

〔対象情報〕 OECD において有害性の初期評価に必要とされている項目

〔情報発信〕 収集した情報をインターネット等を通じて公表

3. 進め方

- 国内製造・輸入量が 1,000 トン以上の優先情報収集対象物質（約 700 物質）をリストとして公表。
- データ取得の重複を防止するため、国内外で情報収集の予定あるものを除いた物質について、官民連携により情報を収集。これらの化学物質の安全性情報を収集するスポンサーの募集を 2005 年 6 月に開始。
- 2008 年度までにこれらの化学物質の安全性情報を収集する計画。
- 毎年度末には進捗状況を確認するとともに、2008 年 4 月以降に、プログラムの進捗状況及び成果をとりまとめて中間評価を実施。

(参考1) 既存化学物質の点検状況

国内外の取組	件数
我が国政府における既存化学物質の点検状況	
分解性・蓄積性	1 4 5 5
人毒性	2 7 5
生態毒性	4 3 8
OECD高生産量化学物質（HPV）点検プログラムで評価済みの物質数	約500

（注1）「我が国政府における既存化学物質の点検状況」の各項目の件数は、2004年度までに調査済み及び調査着手済みの物質数。

（注2）「OECD高生産量化学物質（HPV）点検プログラムで評価済みの物質」は、2004年までに評価済みの物質数。

(参考2) プログラムの実施体制

